

あおり産品情報サイト「青森のうまいものたち」商品紹介ページ への商品掲載要領

1 掲載基準

当該サイトの商品紹介ページへ掲載する商品は、次に掲げる事項を全て満たしている事業者（以下、「対象事業者」という。）が販売する青森県産品であることを条件とする。

- (1) 青森県内に主たる事業所又は製造拠点を有すること。
- (2) ネットショップにおいて、青森県産品（※）を販売していること。

※青森県産品とは次のいずれかをいう。

- ア 青森県内で生産（採取、漁獲を含む。）された農林水産物
- イ アを主原材料として使用し、青森県内で製造された加工品
- ウ 特色ある青森県内の特産加工品

- (3) 特定商取引法の通信販売に関する規定を遵守していること。

2 掲載内容

商品紹介ページに掲載する主な項目は、以下のとおり。

- (1) 商品名
- (2) 説明文
- (3) 商品画像
- (4) 旬及び流通時期
- (5) 内容量
- (6) 価格
- (7) 生産／販売元

3 掲載料

無料

4 申込方法

専用の申込フォームに必要事項を入力の上、送信する。

5 掲載方法

管理者（青森県観光交流推進部県産品販売・輸出促進課）から発行されるIDとパスワードを使用し、対象事業者がCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）で掲載内容を登録する。登録後、管理者が掲載内容を確認し、承認後に掲載する。

なお、掲載内容に変更が生じた場合は、対象事業者がCMSで掲載内容を変更登録し、管理者が承認後に掲載する。

6 注意事項

- (1) 対象事業者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - ア 商品についての問合せに係る一切については、各対象事業者の責任者において処理すること。
 - イ 本サイトの運営に必要な情報を、必要に応じて管理者に無償で提供すること。
 - ウ 必要に応じて管理者が行う状況確認に協力すること。
 - エ 本サイトの利用者から問合せがあった場合等に備え、上記1(2)ア又はイに該当する商品を掲載する場合は、それらに該当することを証明する書類等を常備すること。
 - オ 公序良俗に反するホームページへのリンクは貼付しないこと。
- (2) 次の場合は、商品紹介ページへの掲載を終了する。
 - ア 掲載基準を満たさないことを管理者が確認した場合
 - イ 対象事業者からの申し出があった場合
 - ウ 当該商品紹介ページを終了する場合
 - エ 法令に違反している場合や公序良俗に反する場合など、掲載が不相当と管理者が判断した場合
- (3) 次の場合は、管理者へ必ず連絡すること。
 - ア 掲載内容に変更が生じた場合
 - イ 掲載基準を満たさなくなった場合
- (4) 本サイトの利用による取引等において発生したトラブルは、当事者間で解決すること。利用者（対象事業者を含む。）にトラブルが発生し、又は本サイトの利用者が損害を受けた場合、管理者は一切の損害賠償その他の責任を負わないものとする。